

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

宮城国民年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

私は、全ての期間の国民年金保険料を納付してきたと思っていた。未納があれば当然役場や社会保険事務所（当時）から説明などがあつたはずであり、集金に来ていた A 町（現在は、B 市）の役場職員や銀行に納付してきた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、保険料の集金をしていた A 町の役場職員や銀行に納付したとしているところ、B 市は、「A 町では、申立期間当時、被保険者宅を訪問し国民年金保険料の徴収をしていた。」と回答していることから、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料の未納は無い。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

昭和53年に結婚し、その年にA町役場から国民年金保険料の未納があるということで、納付した記憶があるが、昭和50年度分の保険料のみ未納となっているのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時点の昭和47年*月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて国民年金被保険者資格を取得し、その後の結婚による異動及び種別変更等の手続も適切に行っており、申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、国民年金被保険者台帳及びA町が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和52年5月19日に、同年1月及び同年3月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該保険料を過年度納付した時点は、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付できた時期であることから、申立期間の保険料を未納としたまま昭和51年度分の未納保険料を過年度納付するのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から55年12月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

母親がA町（現在は、B市）のC支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。また、昭和56年4月から59年3月までは勤務先近くの銀行等で、自分で保険料を納付することもあった。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年4月15日に払い出されており、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②の前後に当たる56年1月から同年3月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の保険料が、同年2月17日に一括納付されていることが確認できる。

また、日本年金機構からは、「一般的には過年度納付書の発行は、社会保険事務所（当時）で行うこととされていたが、市町村に対し過年度納付書の発行について協力を依頼し、発行していたものと思われる。昭和55年度の納付書を発行しながら、56年度の納付書が発行されないとは考え難く、同年度についても納付書は発行されていたものと思われる。」との回答を得ていることから、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った昭和58年2月に、その時点で時効にかからない56年1月から

58年3月までの過年度保険料及び現年度保険料の納付書の発行を受けていたものと推認される。

さらに、申立人の母親は、国民年金に昭和36年4月から60歳に至る平成6年*月まで加入し、国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、母親が、申立期間②に係る保険料の納付書の発行を受けながら未納のままにしていたとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和58年4月15日に払い出されており、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えられる同年2月の時点においては、時効により当該期間に係る保険料を納付することはできない上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時の納付状況等が不明である上、母親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

昭和52年3月に結婚したのを契機に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付した。

申立期間について国民年金保険料領収書を所持しているため納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る4枚の国民年金保険料領収書を所持しており、各領収書の日付印欄にそれぞれ「52.6.28」、「52.10.1」、「52.12.28」、「53.3.29」と金融機関の出納印が押されていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対して二つ目の国民年金手帳記号番号が昭和52年6月30日に払い出されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、申立人の任意加入による国民年金被保険者資格取得日は同年4月19日とされており、申立期間は国民年金保険料の納付済期間として記録されている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対して最初の国民年金手帳記号番号が昭和47年11月17日に払い出されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、二つ目の手帳記号番号が取り消され、最初の手帳記号番号に申立期間の納付記録が統合処理された旨の記載が確認できる。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィル

ム)によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 53 年 4 月 19 日とされ、申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、申立人が 52 年 6 月 30 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 4 月 19 日から国民年金に任意加入しているにもかかわらず、資格取得日が 53 年 4 月 19 日とされる理由は見当たらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

その上、申立人に対して申立期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年2月11日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年2月11日まで

私は、昭和18年1月28日から20年2月10日まで、A株式会社（入社当時の社名は、B株式会社。現在は、株式会社C）D工場に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は18年1月28日から19年6月1日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社D工場へ入社してから退社するまでの勤務状況の説明は、具体的かつ詳細であり、同社の社史の内容とも一致しているほか、株式会社Cが保管する健康保険台帳、申立人が所持する労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票、及び関係機関が保管する申立人の軍歴等から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A株式会社E工場において昭和18年1月28日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年6月1日に資格を喪失していることが確認できるが、同社E工場及び同社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できず、オンライン記録とその基となるべき被保険者名簿の記録が相違している。

さらに、申立人は、陸軍に入営（昭和20年2月25日）するため、昭和20年2月10日に当該事業所を退社したと述べているところ、申立人が、

入社時期が同じで、申立期間当時、当該事業所の寮において一緒であり、同様の業務に従事していたとして氏名を挙げた同僚は、既に死亡しており証言を得ることができないが、当該同僚は、申立期間について被保険者記録が継続していることが確認できる。

加えて、申立てに係る事業所の記録を管理している日本年金機構は、A株式会社D工場及び同社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により焼失し、現存する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、戦後になってから、当時在職していた者を対象に復元されたものであると考えられると回答しているところ、同名簿においては、資格取得日順に記載されておらず、訂正箇所も多い上、資格取得日から8年間も標準報酬月額の記事が無い者や、破れて氏名等が確認できないページがあるなど、同名簿の一部については、適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社E工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年2月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑨までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日及び同年12月15日は21万8,000円、16年6月15日は30万3,000円、同年12月15日は35万4,000円、17年6月15日は28万9,000円、同年12月15日は5万8,000円、18年12月15日は24万1,000円、19年6月15日及び同年12月17日は32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年12月15日
⑧ 平成19年6月15日
⑨ 平成19年12月17日

申立期間①から⑨までについて、ねんきん定期便には、株式会社Aに勤務していた当時支給されていた夏、冬の賞与に係る厚生年金保険料の記録が無いが、私が保管している賞与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているので、各申立期間の賞与記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑨までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された賞与支給明細書及び普通預金の賞与振込記録により、申立人は、平成15年6月16日及び同年12月15日は21万8,000円、16年6月15日は30万3,000円、同年12月15日は35万4,000円、17年6月15日は28万9,000円、同年12月15日は5万8,000円、18年12月15日は24万1,000円、19年6月15日及び同年12月17日は32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑨までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA株式会社B支店（現在は、C株式会社）D事業所（以下「D事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年5月23日と認められることから、当該期間における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、210円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和22年6月1日と認められることから、当該期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、210円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店E事業所（以下「E事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和22年11月30日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月23日から同年7月1日まで
② 昭和22年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和22年11月30日から23年7月1日まで

A株式会社B支店に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和19年4月に入社して以来、雇用関係が中断したことは一度も無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほし

い。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社が保管する人事記録により、申立人が申立期間①及び②も継続してA株式会社B支店に勤務していたことが確認できる。

申立期間①について、当該期間の前後におけるA株式会社B支店内の各事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の被保険者記録（氏名、生年月日及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号が申立人の記録と一致する。）で被保険者期間が重複している記録が二つ（昭和20年4月1日から21年3月1日までの期間と20年4月10日から21年5月23日までの期間）確認できる。

また、当該被保険者名簿には、申立人のものと考えられる（氏名、生年月日が一致するが、厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっている。）昭和20年10月1日資格取得、21年9月30日資格喪失という記録も確認できるところ、この被保険者記録は、申立期間①を含むものとなっている。

なお、日本年金機構では、前述のとおり期間が重複している被保険者記録が複数存在している理由については、不明としている。

申立期間②について、当該期間の前後における申立人の厚生年金保険被保険者記録をみると、i) D事業所に係る昭和21年7月1日資格取得、22年5月31日資格喪失という被保険者記録は、申立人の前後の被保険者記録とは別の被保険者台帳記号番号で管理されている上、当該記号番号に係る申立人の生年月日が誤って記録されている、ii) E事業所に係る昭和22年6月1日資格取得、同年11月30日資格喪失という被保険者記録についても、申立人の生年月日が誤って記録されているなど、申立期間②に近接した期間に係る記録管理に不備があったことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和22年5月31日にD事業所において資格喪失、同年6月1日にE事業所において資格取得したこととされ、申立期間②が未加入となっている被保険者が1名確認できるところ、オンライン記録における当該被保険者の資格記録は、当該期間も継続していることが確認できる。

以上のことから、申立期間①及び②当時の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の管理状況が適切であったとは認め難く、申立人は、申立期間①及び②も継続して厚生年金保険の被保険者であったものと認めることが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のD事業所における申立期間①に係る資格取得日は昭和21年5月23日であり、申立期間②に係る資格喪失日は22年6月1日であると認められる。

なお、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、厚生年金保険

被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿の記録から、210 円とすることが妥当である。

申立期間③について、C株式会社からの回答、上記人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該期間も継続してA株式会社B支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたものと考えているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月 1 日まで
② 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで

私の有限会社Aでの厚生年金保険の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年 3 月 1 日からとなっているが、私は同社に 59 年 4 月から勤務し、給料明細書からは厚生年金保険料が控除されていた。

また、平成 3 年 1 月から標準報酬月額が 30 万円から 20 万円に減額されているが、この当時給料の減額は無かったと記憶している。

以上のことから、申立期間①の厚生年金保険加入期間と申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 1 月から 4 年 3 月まで 30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 4 月 1 日）の後の同年 4 月 2 日付けで、申立人を含む 10 人の標準報酬月額が遡及して訂正されており、申立人の場合、3 年 1 月 1 日に遡及して 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、申立期間②当時役員でないことが確認できる上、複数の同僚が、「申立人は店長をしていたが、社会保険に関する事務は社長が行っていた。」としていることから、申立人が標準報酬月額に係る遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、30万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間①について、申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が昭和60年3月以前から有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和60年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所であったことが確認できない。

また、当該事業所が適用事業所となった昭和60年3月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚5名に照会したが、同年2月28日以前に厚生年金保険料が控除されていたと回答した者はおらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、当該事業所の元代表取締役等に照会したところ、賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時、個人経営の事業所に勤務していたので、国民年金の加入手続を昭和 63 年 8 月頃に行い、国民年金保険料については、勤務先を通じて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人が所持する年金手帳に平成の年号が印刷されている上、その記号番号は、前後の記号番号の被保険者資格取得年月日により、平成 2 年 11 月頃に付番されたものと推認でき、その時点で、申立期間の一部は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、区役所から送付された納付書により、勤務先の事業主が納付したはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が付番されたと推認できる年月日から、申立期間の保険料は過年度保険料となり、区役所から納付書が送付されたとはいえ難い上、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が勤務したとする事業所の事業主は、「本人から納付書が提出された年度の保険料は納付したはずであるが、納付した期間を裏付ける資料は見当たらない。」としている。

加えて、申立期間において、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人

が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで
父親が、国民年金保険料を納付していないと将来困ることになると言
って、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたのを記
憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、A町で申立人の国民年金の加入手続を行い、申
立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号
番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月
10日にB市で払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対
して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事
情は見当たらない。

また、A町からは、申立人の国民年金の記録は無いとの回答を得ている
上、申立人は、昭和41年2月*日に婚姻しており、42年2月から居住し
ているB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和38年度の
納付記録の補記欄に「附18条（38～46分）納付催促通知発行」との記載
が確認できる。これは、申立期間を含む38年度から46年度までの国民年
金保険料が未納とされていたことにより、第2回特例納付の実施期間（昭
和49年1月から50年12月まで）中に当該未納期間の納付催促通知が行
われたものと考えられる。

なお、申立人には、申立期間の国民年金保険料を特例納付によりまとめ
て納付した記憶は無い。

さらに、申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入手
続や国民年金保険料の納付状況等が不明である上、父親が申立期間の保
険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から43年2月まで
20歳になった時は学生であったが、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時に、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月15日に払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が大学を卒業したのは、昭和44年3月末であることから、申立人の被保険者資格取得日は、同年4月1日とされるべきであったと考えられる。

しかしながら、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者台帳（紙台帳）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は「昭和43年3月24日」とされているとともに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、申立期間直後の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料が、53年7月に特例納付されていることが確認できる。

一方、特例納付が可能な期間は国民年金の被保険者であった期間とされているところ、申立期間は、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町の国民年金被保険者台帳（紙台帳）のいずれの記録においても未加入期間とされていることから、申立人の父親は、申立期間が未加入期間であったため、申立期間の保険料は特例納付によっても

納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の父親は既に死亡していることから納付状況等は不明である上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成11年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成11年5月まで
当時は、毎年春になると督促を受けて、前年度分の国民年金保険料を区役所の窓口で一括納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成10年11月4日に職権により付番されたものであることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の基礎年金番号や国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、平成13年5月にA市からB市に転入しているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の11年6月から12年1月までの保険料が13年7月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、その時点で時効にかからない期間の保険料を納付し、申立期間については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の所持する平成6年から11年までの確定申告書の控えによれば、社会保険料控除欄に記載されている額は国民健康保険料に相当する額であり、国民年金保険料は含まれていないと考えられる上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 9 月まで

私は、「ねんきん定期便」にて、申立期間①が未加入期間で、申立期間②が国民年金保険料の未納期間であることを知ったが、当時、A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書に現金を添えて、A 市にある金融機関の窓口で納付した記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A 市は、「申立人に係る国民年金被保険者記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、平成 4 年 6 月に A 市から B 市に転居しているところ、「国民年金番号払出表」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 7 月 2 日に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録上、申立人は、元年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、「氏名索引簿」によると、申立人は、同年 3 月に専門学校を卒業した旨の記載が確認できることから、申立期間①は未加入期間とされ、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、申立期間②の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年6月から43年3月まで

私は、ねんきん特別便により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かり、母親に尋ねたところ、母親は、申立期間に係る私の保険料は父親が納付してくれたとしている。

父親は、既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないが、父親が私の国民年金保険料を納付してくれたと思うので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の国民年金の資格記録は、平成13年1月24日に追加で入力された記録であることが確認でき、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、国民年金の加入手続が行われたことはいかかわらず、申立期間当時は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしているが、申立人の父親は既に亡くなっており、当時の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として、厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 4 日から 56 年 1 月 4 日まで
② 平成 14 年 1 月 30 日から同年 4 月 8 日まで

申立期間①に勤務したA株式会社では、油圧機械を使用する作業に従事していた。厚生年金保険料は給与から控除されていたのに、申立期間の加入記録が無いのはおかしいので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②に勤務したB株式会社では、船舶Cに乗船し、物資の運搬作業に従事した。船員手帳にも乗船した記録があるので申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A株式会社に勤務していたことは推認できるが、申立人の勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、申立人は、失業保険金の受給終了後にA株式会社に勤務した記憶があるとしているが、申立人が所持している船員手帳の失業保険金支給記録から、申立人は、申立期間①のうち、昭和 55 年 10 月 18 日から同年 11 月 17 日までの期間及び同年 12 月 20 日から同年 12 月 26 日までの期間について船員保険の失業保険金を受給していることが確認できる。

さらに、当該事業所及び元事業主に当時の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、回答が無く、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオン

ライン記録において申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、船員手帳の記録からB株式会社所有の船舶Cに乗船したとしているところ、B株式会社の回答及び同僚の証言により、申立人は、当該期間において有限会社DからB株式会社へ出向していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、申立人の給与は出向元である有限会社Dが支給していたため、申立人を船員保険には加入させていなかった旨回答しており、B株式会社に係るオンライン記録において申立人の氏名は見当たらない。

また、オンライン記録及び日本年金機構の回答によると、出向元の有限会社Dは、船員保険適用船舶所有者又は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の事業主は、船員保険及び厚生年金保険の適用を受けておらず、申立人を船員保険及び厚生年金保険には加入させていなかったと回答している。

このほか、各申立期間について、厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月13日から40年3月21日まで

私は、申立期間にA株式会社で季節労働者として勤務していた。公共職業安定所の説明では日給が700円であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が1万円と記録されている。

残業代を含めて2万3,000円以上の給料だったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社で季節労働者として日給700円で勤務し、残業代を含めて2万3,000円以上の給料だったと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする元同僚2名についても、標準報酬月額は申立人と同額の1万円であることが確認できる。

また、A株式会社において申立人と同じ昭和39年12月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している32名についてオンライン記録を確認したところ、申立人と同様に短期間で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している19名の標準報酬月額が1万円であることが確認できる。

さらに、A株式会社は、申立人の厚生年金保険料の控除については、不明であると回答している上、元同僚が同社において社会保険事務を担当していたとする所長は、連絡先が不明であるため、当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができない。

加えて、A株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、標準報酬月額の記録を訂正した形跡は見当たらず、不自然な処理

はうかがえない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年頃から29年頃まで
② 昭和56年6月頃から59年夏頃まで
③ 昭和59年夏頃から61年秋頃まで

申立期間①について、昭和22年頃、私の兄の知人であるA株式会社（昭和49年にB株式会社に社名変更）の社員のお世話で、同社に入社し、家業を継ぐため退職する29年頃まで勤務していたが、その間、厚生年金保険被保険者期間とされていない。24年頃、作業中の事故によりC市の病院に入院したことを覚えており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。退職の際に、会社に健康保険証を返却した覚えがある。

申立期間②について、昭和56年6月頃から、有限会社Dの社長の計らいで、同社に入社し、59年夏頃に同社が倒産するまで勤務していたが、その間、厚生年金保険被保険者期間とされていない。

申立期間③について、有限会社Dが倒産した後、昭和59年夏頃に、有限会社Eの社長の計らいで、同社に入社し、61年秋頃まで勤務していたが、その間、厚生年金保険被保険者期間とされていない。

いずれの期間も厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA株式会社に勤務していたとしている当時の社員旅行等の写真を所持していること、及び申立人が記憶する同社の同僚等の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人は、当該期間当時、

A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は、昭和 56 年 10 月に解散しており、解散当時の代表取締役は既に死亡している上、所在が確認できたほかの役員に照会しても回答が無く、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無等は不明である。

また、申立人がA株式会社の同僚等として記憶している 4 人のうち 3 人は既に死亡しており、所在が確認できた 1 人に照会しても、申立人を承知していないと回答している上、申立期間①当時、同社において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し所在が確認できた 6 人に照会しても、回答のあった 5 人は、いずれも申立人を記憶していないと述べており、申立人の勤務実態等を確認することができなかった。

さらに、A株式会社は、オンライン記録により、申立期間①の当初は厚生年金保険の適用事業所になっていない上、同社が適用事業所となった昭和 23 年 9 月 1 日から申立人が勤務していたとする 29 年頃までの期間（昭和 29 年 12 月末まで）において同社の厚生年金保険被保険者資格を取得している 120 人の中に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、昭和 24 年頃、業務上の事故により C 市の病院に入院したことを覚えているとしているところ、申立人が所持する写真裏面に記載のある病院所在地には、申立人の述べている医院があったことは確認できるものの、申立期間①当時の院長は既に死亡している上、同医院も既に平成 20 年 9 月に廃院していることから、健康保険の種別等の事実を確認することができない。

申立期間②について、有限会社Dは、オンライン記録により、昭和 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当該期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、有限会社Dは、既に解散しており、解散当時の役員の 1 人で申立人が申立期間②当時の社長と記憶している者は既に死亡している上、解散時のほかの役員は、「当社は昭和 52 年 7 月頃に倒産し、当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず申立人の勤務実態等を確認できる資料は無く、申立人については、全く承知していない。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無等は不明である。

さらに、有限会社Dが厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 52 年当時、同社において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得し所在が確認できた 3 人に照会しても、回答のあった 1 人は、申立人を承知していないとしており、申立人の同社における勤務実態等を確認できなかった。

加えて、前述の回答のあった解散当時の役員は、有限会社Dが倒産した後、事業自体は解散当時の従業員の 1 人が引き継いだとしているところ、

後継の事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 6 月 1 日であり、同事業所が適用事業所でなくなる 61 年 10 月 31 日までの期間において、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番もみられない。

その上、当該元従業員は、オンライン記録により、有限会社Dにおける厚生年金保険被保険者資格を昭和 52 年 8 月 1 日に喪失した後、後継事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得した 57 年 6 月 1 日までは、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

申立期間③について、有限会社Eは、オンライン記録により、昭和 53 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当該期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、有限会社Eの代表取締役にも照会しても回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無等は不明である。

さらに、有限会社Eが厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 53 年当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた 4 人は、いずれも申立人を承知していないと回答しており、申立人の同社における勤務実態等を確認できなかった。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで
中学校を卒業後、申立期間に A 県にあった B 事業所に勤務した。

B 事業所では、小中学校の同級生と一緒に勤務したが、その同級生は 2、3 か月で辞めてしまい、その後は、私と事業主夫婦の 3 人で勤務していたが、昭和 34 年 12 月で辞め、実家に戻った。

昔のことで資料も無いが、B 事業所で勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所索引簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務したとする B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、申立人が事業主であったとする者についても、厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、当該事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況、当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、オンライン記録では該当者が見当たらず、申立期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 5 日から同年 5 月 20 日まで

私は、申立期間にA市にあった「B」に勤務していた。

会社の名前は「C」であったかもしれないが、勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所記号簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務したとしている「B」が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、商業登記簿によると、申立人が述べている勤務場所に「C」という名称の事業所が存在したことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立期間当時、「C」との名称で厚生年金保険の適用事業所となっているものは4事業所あるが、このうち所在地がA市であった事業所及び所在地が不明の事業所の申立期間における厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、商業登記簿上の「C」は平成5年7月に解散しており、事業主からも回答が得られない上、申立人が述べた同僚も所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人について、「B」及び「C」に係る加入記録は見当たらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。